こどもまんなか
こども家庭庁

# こども家庭審議会　こどもの居場所部会
# 児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会における検討結果

| 第15回　こどもの居場所部会 | |
|---|---|
| 令和6年9月17日（火） | 資料2-1 |

**専門委員会設置の趣旨：**令和５年12月に閣議決定した「こどもの居場所づくりに関する指針」において、児童厚生施設や放課後児童クラブは、既存の事業・施設として、こどもの居場所づくりを推進する上で重要な地域資源としている。この指針を踏まえ、児童厚生施設及び放課後児童クラブにおけるこどもの健全な育成と遊び及び生活の支援に関する専門的な事項や「児童館ガイドライン」「放課後児童クラブ運営指針」等の見直し等について調査審議を行うため、こども家庭審議会こどもの居場所部会の下に、「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」を設置する。

## 概要

**１．構成等**

（１）専門委員会委員は右記参照のこと。
（２）専門委員会には委員長を置く。
（３）専門委員会の庶務は、こども家庭庁成育局成育環境課において処理する。

**２．主な検討事項**

（１）児童厚生施設（児童館、児童遊園）の運営等に関する事項
（２）放課後児童健全育成事業の運営等に関する事項
（３）その他、児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する事項

**３．その他**

（１）委員会は原則公開とする。

## 委員

| 氏　名 | 所　属 |
|---|---|
| 安部　芳絵 | 工学院大学 教育推進機構 教授 |
| 植木　信一 | 新潟県立大学　人間生活学部　教授 |
| 大内　範子 | 松山市こども家庭部こどもえがお課　担当課長 |
| ◎ 大竹　智 | 立正大学　社会福祉学部　教授 |
| 齋藤　勇介 | 全国児童館連絡協議会副会長<br>宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会会長 |
| 佐藤　正美 | 特定非営利活動法人学童保育おおみや<br>東小学童保育の会放課後児童支援員 |
| 藤本　愛子 | 社会福祉法人興望館学童クラブ父母の会前会長 |

令和６年５月29日現在（敬称略、五十音順）
【注】◎は委員長

## 開催実績

**第１回**　令和６年３月８日　　**第２回**　令和６年５月29日　　**第３回**　令和６年８月２日

# 「児童館ガイドライン」「放課後児童クラブ運営指針」の改正について

## 改正に向けての論点

**1 「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた改正**

「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）の内容を反映する。

**2 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正**

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日）において、児童・生徒間の性暴力への対応について盛り込むことを検討することとしている。パッケージの内容は、令和6年4月25日関係府省会議において、総合的な対策として推進するものと位置付けている。

**3 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正**
**「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正　を踏まえた改正**

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第159号）の内容を反映する。

**4 厚生労働省社会保障審議会 児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会報告書を踏まえた改正**

同専門委員会報告書（令和5年3月28日）において指摘されている内容について反映する。

**5 近年の児童館、放課後児童クラブを取り巻く動向を踏まえた改正**

施設内虐待や不適切な支援、交通安全、昼食提供、重大事故の発生等への対応状況を踏まえて改正する。

**6 「子ども」の表記を「こども」に統一する**

## こどもの意見聴取

- アンケートにより、**児童館利用児童（乳幼児の保護者含む）666件、放課後児童クラブ利用児童7,673件の意見**を聴取
- 利用にあたって良かったこと・いやだったことについて回答していただき、生成AIにより要約や共起ネットワーク図で分析
- 児童館・・・肯定的な意見「友達」「おもちゃ」「イベント」など児童館の特性が意見に反映されていた
  否定的な意見「ボール」「おもちゃ」「場所」などハード面の充実が期待された
- 放課後児童クラブ・・・肯定的な意見「友達」「宿題」「遊び」など放課後児童クラブの生活上の様子が意見に反映されていた
  否定的な意見「先生」「おやつ」「友達」など人間関係に関する課題が浮き彫りとなった
- こどもたちに対するフィードバックをホームページあるいは郵送で実施した

## 改正のポイント

### 共通

- こども基本法、こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえて、こどもの権利に関する記述を充実した。具体的には、
  ①こども自身が権利の主体であることを実感できるよう、こどもの権利についてこどもや保護者、地域住民に伝える機会づくり
  ②児童館、児童クラブ職員が自らこどもの権利について学習することを求めること
  ③運営主体にこどもの権利に関する学習や職員の学習機会保障を求めること
  ④こどもの意見形成支援、意見聴取、意見反映への支援に関すること
  ⑤こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対処方法について定め、こどもに周知すること　等について記載した。
- 性被害防止のための取組、こども間での性暴力が発生した場合への対応について求めた。
- さまざまな社会的・文化的困難を抱えるこども等への対応は、インクルージョン（包容・参加）の観点から配慮することを記載した。
- 交通安全について、留意すべき点等を記載した。
- 第三者評価について、実施と結果の公表について追記した。

### 児童館ガイドライン

- こどもの権利について、地域住民等に対して啓発に努めることを記載した。
- 遊びを基盤としたソーシャルワーク展開について追記した。
- 災害時の児童館の役割について、
  ・発生直後にはこどもの一時的な安全確保の場として
  ・その後は、こどもの居場所・遊び場として機能することを求め、これらを業務継続計画に盛り込むように記載した。
  ・また、大型児童館には、県内児童館、居場所等への支援や、遊びの提供、支援ネットワークづくり、保養の実施について記載した。
- オンライン等を活用した居場所づくり、地域におけるこどもの居場所づくりに関するコーディネーター機能について記載した。
- 自治体に対して、ガイドラインへの理解と普及に努めるよう求めた。

### 放課後児童クラブ運営指針

- おやつや昼食の提供について、留意すべき点やおやつの意義について追記した。
- 保護者との連絡におけるICT（情報通信技術）の活用について記載した。
- 障害のあるこどもへの支援に関して、関係機関との連携や体制構築にむけた支援等の活用について追記した。
- 運営主体の変更が生じる場合への留意点について追記した。
- 学校や地域との関係について、こどもの生活や発達の連続性を踏まえた連携について記載した。特に、学校の特別教室をタイムシェア（一時的利用）によって運営する際の留意点について記載した。また、放課後子供教室やコミュニティ・スクールの取組との連携について記載した。
- 安全・安心な居場所確保に向けた安全計画や業務継続計画の策定について記載した。重大事故の発生予防に関して記載した。
- 災害時の対応について、関係機関との連携や人的支援や専門的助言を求めることについて記載した。